

三重県景観計画等の変更について

平成 29 年 1 月 18 日、23 日

三重県 景観まちづくり課

1 取組事項

三重県では、「三重県景観計画」及び「熊野川流域景観計画」に基づき、良好な景観の形成に取り組んでいるところです。

一方、近年、太陽光発電施設が急速に普及する中、施設の設置に伴う景観への影響が懸念されています。

このようなことから、今般、地域の特性や周辺景観に配慮した太陽光発電施設が設置されるよう、平成 29 年 1 月 6 日付けで景観計画を変更し、届出対象となる工作物に太陽光発電施設を新たに位置付けるとともに、設置者（事業者）が留意すべき事項等をまとめた「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」を作成しました。

なお、平成 29 年 4 月 1 日以降に設置する太陽光発電施設が対象となります。

(注 1) 桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市、伊勢市、志摩市の 9 市は景観行政団体となっており、それぞれ独自の景観計画を定めているため、三重県景観計画は適用されません。

(注 2) 熊野川流域景観計画は、三重県景観計画区域のうち、世界遺産・熊野川の流域（熊野市、紀宝町の一部）を対象とした計画です。

2 景観計画の変更内容

(1) 「届出対象行為」として、次の項目を追加しました。

「太陽光発電施設（同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。）」の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 上記の行為について、届出を要する規模は、次のとおりです。

「高さ 13m を超えるもの（建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物上端から当該太陽光発電施設の上端までの高さが 5m を超え、かつ、高さ 13m を超えるもの）又は太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が 1,000 m² を超えるもの」

(※なお、熊野川流域景観計画の区域については、規模に関わらず届出が必要です。)

3 ガイドラインの内容

ガイドラインでは、太陽光パネルや附属設備の色彩・素材、植栽等による目隠し、スケール感の軽減などの配慮事項や、設置後の維持管理等について定めています。

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

平成 29 年 1 月 6 日

三重県県土整備部

1 背景と目的

太陽光発電施設は、その面的な広がりから、相当距離が離れた場所からも視認され、場合によっては、広大な敷地がパネルで埋め尽くされたような印象を受けます。また、反射により周囲の景観から浮き立つなど、目立つことも懸念されます。このことから、太陽光発電施設の設置にあたっては、景観への影響をできる限り回避・低減するための工夫や対策を講じていただく必要があります。

このガイドラインは、太陽光発電施設の設置に関し、三重県景観計画及び熊野川流域景観計画に定める景観形成基準への適合のために留意すべき基本的な事項を取りまとめたもので、設置者（事業者）が、このガイドラインに沿って設置計画を進めることで、地域の良好な景観の形成に寄与するために定めるものです。

なお、県内市町においては、本ガイドラインを参考に、より地域の実情に即した内容で運用していただくことが望ましいと考えています。

2 配慮事項

周辺景観との調和に配慮し、次のとおりとすること。ただし、設置場所の周辺の状況から特別な配慮が必要な場合は、この限りでない。

(1) 色彩、素材

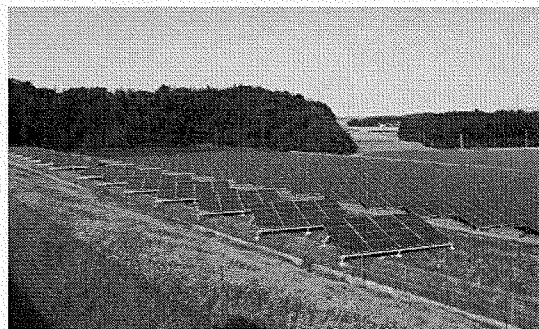
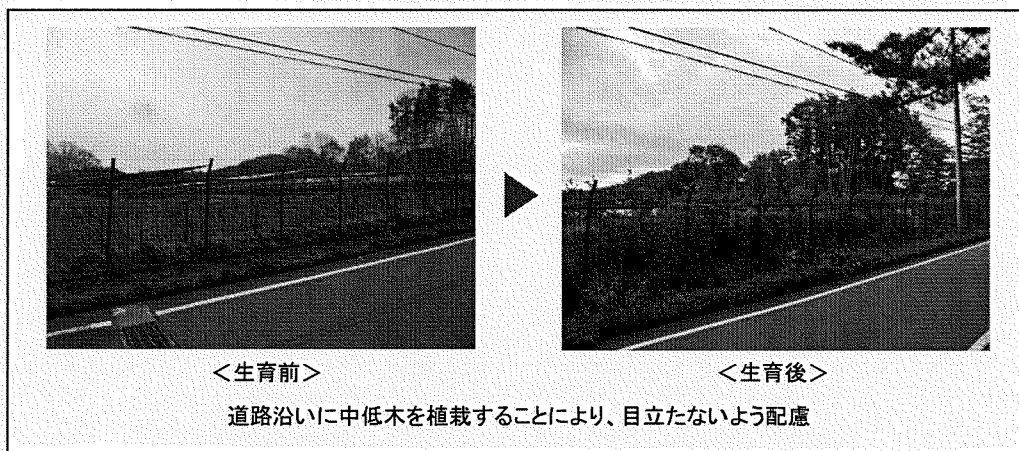
- ① 太陽電池モジュール（太陽光パネル。以下同じ。）の色彩は、周囲の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、ダークグレー又はダークブラウンの中から選択すること。
- ② 太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がなされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。
- ③ フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩とすること。
- ④ パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩（建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩）とすること。

(2) 配置、緑化等

- ① 太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。
- ② 自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、直接見えないよう植栽等で目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。
- ③ 主要な視点場から望見できる場所や山の斜面に設置する場合は、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。
- ④ 尾根線上への設置は避けるとともに、丘陵地や高台に設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地の形状に違和感を与えないこと）。
- ⑤ 勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置すること。
- ⑥ 陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図ること。

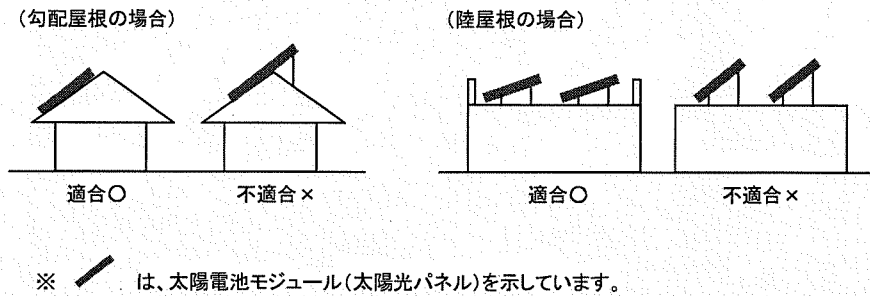
<参考1> 景観への配慮事例

※写真は例であり、特定のメーカー等を指定するものではありません。



分散配置、芝草植栽により、眺望に配慮

<参考2> 建築物の屋根に設置する場合の判断例



3 維持管理

太陽光発電施設（附属設備を含む）及び敷地については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努めること。

4 提出書類

「届出の手引き」に記載する書類に加え、次の資料等を提出すること。

- (1) 太陽電池モジュールの総面積（計算式を含む）が分かる資料
※図面等に記載していただいても結構です。
($\text{〇〇m}^2/\text{枚} \times \text{〇〇〇枚} = \text{〇〇〇〇m}^2$ など)
- (2) カタログ等、太陽電池モジュールの仕様（外観、寸法）が分かる資料
- (3) フレームや架台、附属設備の色彩（マンセル値）が分かる資料
※図面等に記載していただいても結構です。
- (4) フォトモンタージュ
※主要な視点場や景観への影響が想定できる地点から行為地方向を広角で撮影した写真を使用すること。
※検証が必要であると考えられる地点からの撮影がなされていない場合等は、追加で作成をお願いする場合があります。
- (5) 設置に伴う景観への影響の程度に係る予測結果とその根拠をまとめた資料（別紙「予測結果調書」に記載すること。）
※「景観への影響の種類」欄の各項目について、行為地周辺の景観特性を踏まえ、フォトモンタージュにより検証するなど、景観への影響の程度に係る予測を行い、適切な予測結果を選択（チェック）するとともに、判断の根拠についても記載すること。
※予測の結果、「景観に影響がある」と判断した場合は、景観への影響をできる限り回避・低減することを目的として検討した対策等の内容について記載すること。

【別紙】

太陽光発電施設の設置に伴う景観への影響に関する予測結果調書

景観への 影響の種類	景観への影響の程度		景観への影響をできる限り 回避・低減することを目的と して検討した対策等の内容
	予測結果	左記の根拠	
眺望及び 景観の変化	<input type="checkbox"/> 景観に影響がある		
	<input type="checkbox"/> 景観への影響は 極めて小さい		
	<input type="checkbox"/> 景観に影響がない		
太陽電池 モジュール の反射光	<input type="checkbox"/> 景観に影響がある		
	<input type="checkbox"/> 景観への影響は 極めて小さい		
	<input type="checkbox"/> 景観に影響がない		